



プレーパーク



せせらぎ水路



キセラ川西せせらぎ公園 概観

# キセラ川西せせらぎ公園 利活用ガイドライン

2023年(令和5年)4月



川西市



メンテナンスイベント



ステージイベント



かわにし音灯り



キセラ★カフェ (キセラ丸 オープニング時)



キセラ川西せせらぎ公園 利活用ガイドライン

## — ガイドラインの構成 —

利活用ガイドラインについて	1
1. キセラ川西せせらぎ公園の概要	
(1) キセラ川西せせらぎ公園とは	2
(2) 公園の基本情報	3
2. 許可があれば「できること」	
(1) 許可が必要なイベント活動等	4
(2) イベント活動等実施の流れ	6
(3) 使用料金	7
(4) その他必要な申請及び届出	10
3. イベント活動等における約束ごと	11
4. お問い合わせ	16



## 利活用ガイドラインについて



近年、人々の生活の豊かさがつくり出すまちの魅力に注目が集まるようになってきました。まちの主演は市民です。

市民が自分たちのこととしてまちに主体的にかかわり、誇りや愛着を持ちながら使いこなしていくことで、まちは持続的で地域固有の魅力を育んでいくことができます。

キセラ川西せせらぎ公園は、そのようなまちの魅力を育てていくために、市民とまちをつなぐ場所となることをめざしています。

キセラ川西では、多機能が連携する次世代型複合都市の実現に向けて、地区全体での快適な環境の形成や地域活力の増進などをめざしたエリアマネジメントが展開されています。

キセラ川西せせらぎ公園は、このエリアマネジメント活動の主な舞台であり、市民のプログラムやまちづくり活動が行われることで、地区内外にその効果を波及させていく場所となるように、計画・設計段階から市民参画のプロセスで整備を進めてきました。

開園後は市民の皆さまによる実際の活動が展開されています。

本ガイドラインは、市民の皆さまにキセラ川西せせらぎ公園を利用していただき、豊かな暮らしや魅力的なまちを実現していただくことをサポートするために作成しました。

今後においても、より使いやすいガイドラインとなるよう継続的に改訂を行っていきます。ぜひ、皆さまの活動でキセラ川西せせらぎ公園を魅力的な場所に育てていただくとともに、キセラ川西はもちろん、川西市全域へ市民がつくるまちの魅力を広げていただけると幸いです。

川西市

※「キセラ川西」とは、土地区画整理事業の施行区域のまちの愛称で、輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、都（洛）を想像させる「ラ」を組み合わせた愛称で、市民の方からの公募で決定しました。



# キセラ川西せせらぎ公園の概要

## 1 キセラ川西せせらぎ公園とは



川西市の玄関口である阪急川西能勢口駅やJR川西池田駅から北へ約1 km、市役所や総合体育館などが集まる市の中心市街地に「キセラ川西」は位置しています。キセラ川西せせらぎ公園は、キセラ川西におけるシンボルとなる存在であるとともに、市民とともに成長する新しい公共空間として、さまざまな使い方ができる緑のオープンスペースです。



公園に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

【キセラ川西せせらぎ公園へのアクセス（経路：●→）】

🚆 阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅から徒歩8分。「絹延橋」駅から徒歩5分。

JR「川西池田」駅から徒歩15分。

🚌 阪急バス「日高町」停留所から徒歩2分。

### キセラ川西せせらぎ公園 位置

公園を利用する皆さんも、公共交通機関や自転車を利用して来園するなど、地球環境にやさしい行動を心掛けましょう。



## 2 公園の基本情報



名 称	キセラ川西せせらぎ公園
所 在 地	川西市 火打1丁目
面 積	2.0ha ( 20,000 m <sup>2</sup> )
そ の 他	せせらぎ遊歩道南線 ( 面積 約 0.6ha : 6,000 m <sup>2</sup> ) 2017年(平成29年)7月8日供用開始



- 備 品** テント (3m\*3m / 3m\*6m)、テント用ウェイト、テントの幕 (3面 / 4面)  
脚折りたたみテーブル、パイプ椅子、台車、パラソル、パラソル用ウェイト  
おしゃれ机、おしゃれ椅子、コーン、コーン用ウェイト、コーンパー  
水道ホース (20m)、電工ドラム (30m)、トンボ、工具セット、スコップ、象さんじょうろ
- ※ 使用した備品は、元の場所に片付けてください。  
使用した備品が、破損、紛失した場合は、ただちに報告してください。  
その場合、使用者に弁償を求められる場合がございますので、使用の際は十分注意してください。

## 許可があれば「できること」

# 2

### 1 許可が必要なイベント活動等

以下の活動について、市に申請をし、許可を受ければ実施できます。  
ただし、活動においては、事故やトラブルの防止に万全を期すこととし、  
事故やトラブルが発生した場合は、その責任は申請者が負うものとします。

#### 許可があれば「できること」



商品を販売すること（フリーマーケット、カフェ、食のイベント など）

募金活動を行うこと

商業活動としての写真及び映画撮影を行うこと

有料の催し物を行うこと（コンサート、映画上映、スポーツ教室 など）

競技会、展示会、博覧会、集会など集客性が高い催し物を行うこと

公園の一部を独占して利用すること

ただし、以下に該当する内容については、申請しても許可できません。

※ 未許可の行為、許可を逸脱する行為、禁止行為を行った場合は、過料が発生する場合があります。

#### 許可「できないこと」



公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの

特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの

集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの

署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの

公園の管理運営上支障があると認められるもの

その他利用を制限することが必要であると認められるもの

## 許可があれば「できること」

市民の皆さんにとって、より良い公園となるために、

以下に示されるルールを守っていただきますようお願いします。

### 公園利用のルール



公園施設を壊したり、傷つけたり、落書きなどで汚したりすること

穴を掘ったり、山をつくったり、土地の形状を変えたりすること

公園施設にはり紙や広告を行うこと

他の利用者や周辺施設へ危害を及ぼす可能性があること

木を伐採したり、植物を採取したりすること（除草行為は除く）

鳥や魚などの動物を捕まえたり、傷つけたりすること（外来種は除く）

ペットなどの動物の訓練をしたり、放し飼いをしたりすること

生き物を放ったり、植物を植えたりすること

駐輪場以外へ自転車を乗り入れること

悪臭や煙などが発生するものを、持ち込むこと

近隣の住民及び施設（マンションや病院など）の迷惑となる大きな音を出すこと

喫煙や火気を使用（花火・バーベキュー等）すること

ホタルの飛翔時期（5月末～6月上旬ごろ）に、  
せせらぎ遊歩道南線周辺を照明などにより明るく照らすこと（ホタルの保護のため）

ただし、許可を受けたイベント活動等においては、この限りではありません。

申請が必要かどうかわからない場合は、担当課（P.16 参照）までお問い合わせください。



実施するためには、どうすればいいでしょうか



# 許可があれば「できること」

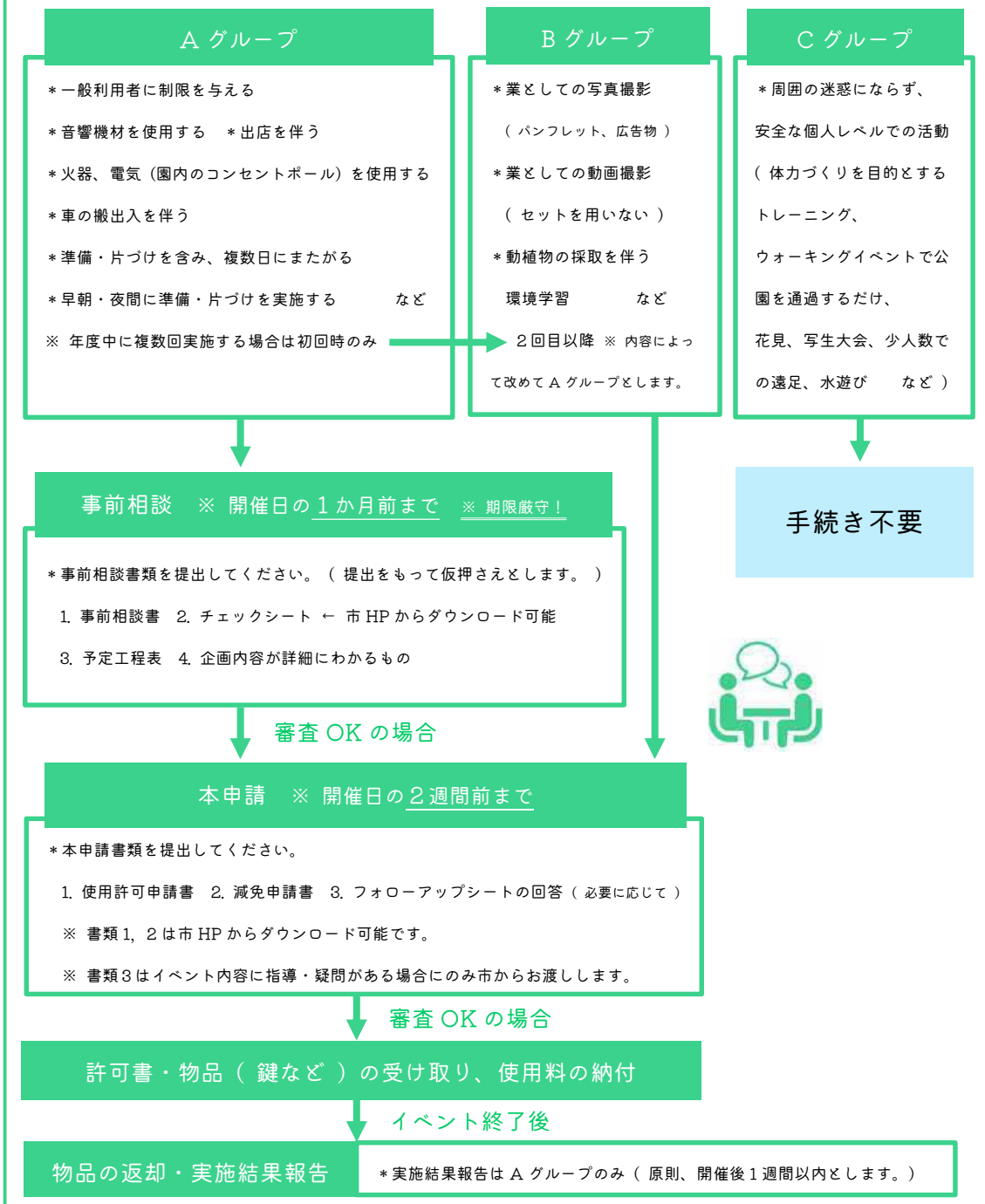
# 2

## 2 イベント活動等実施の流れ



申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで審査し、許可に至ります。  
活動を考えている方は、担当課（P.16 参照）までお問い合わせください。

### どんなイベントですか？



## 3 使用料金



使用料金は、川西市都市公園条例での定めに基づいて算定します。

行為	区分	単位	単価	摘要
営業のためのポート	月額	1台	800円	
行商、募金、出店等を行うとき	日額	1m <sup>2</sup>	438円	占有面積
映画等を撮影するとき	日額	1箇所	5,335円	
業として写真の撮影をするとき	月額	1台	1,334円	写真機1台
興行を行うとき	日額	1m <sup>2</sup>	36円	占有面積
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき	日額	1m <sup>2</sup>	5円	占有面積
その他全部又は一部を独占使用するとき	日額	1m <sup>2</sup>	12円	占有面積

- 備考 1. 使用の面積が上表に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算します。  
2. 使用料の額が、100円に満たない場合にあっては、これを100円とします。

面積・金額の考え方は算定例（↓）に示す通りですが、  
実際の使用料金の算定は、協議の上、担当課（P.16 参照）が決定します。

## 使用料金 算定例

Ex. 物販の店舗で飲食物を提供し、  
飲食用のベンチを設置した場合

物販スペース： 75 m<sup>2</sup> × 438円

※「行商、募金、出店等を行う」と判断

休憩スペース： 125 m<sup>2</sup> × 12円

※「その他全部又は一部を独占使用する」と判断

物販スペース（75 m<sup>2</sup>）

休憩スペース  
（125 m<sup>2</sup>）

上記の合計額を、使用料として徴収します。

## 許可があれば「できること」

占有面積の範囲の取り方は、使用の状況に応じて判断します。

1. 他の利用者が使用できない状態で使用する場合、（フリーマーケットなど）  
他の利用者が自由に使えない範囲（テントや設置物、囲いをする範囲など）を  
使用面積として算定します。
2. 他の利用者の使用を妨げない状況で使用する場合、（ウォーキングイベントなど）  
発生しません（テントを張る場合等はその部分を使用面積として算定します）。

キッチンカーなど飲食の出店をする場合、以下の条件で許可します。

1. 出店できるのは「エントランスエリア」内で、9：00～17：30までとします。
2. 水道、電気については原則、出店者が用意してください。
3. ゴミ箱を設置し、ゴミは持ち帰ってください。
4. 営業許可等の保健所への届け出、消防署への届け出等、関係法令に基づく申請は  
出店者が対応してください。
5. 申請する際は、キッチンカー、テントなどの大きさを含め、設置するゴミ箱、  
並ぶお客さんも考慮し、必要な範囲を図示して提出してください。  
（提出された図面を元に面積を算出し、市都市公園条例の料金に従い使用料を算出します。）

公園内施設 パークオフィス・キセラ丸のルールについては、以下の通りとします。

※ キセラ丸は、市民参画型のセルフビルドプロジェクトを通じて、2019年（平成31年）  
4月1日に公園における市民活動の拠点としてオープンした施設です。

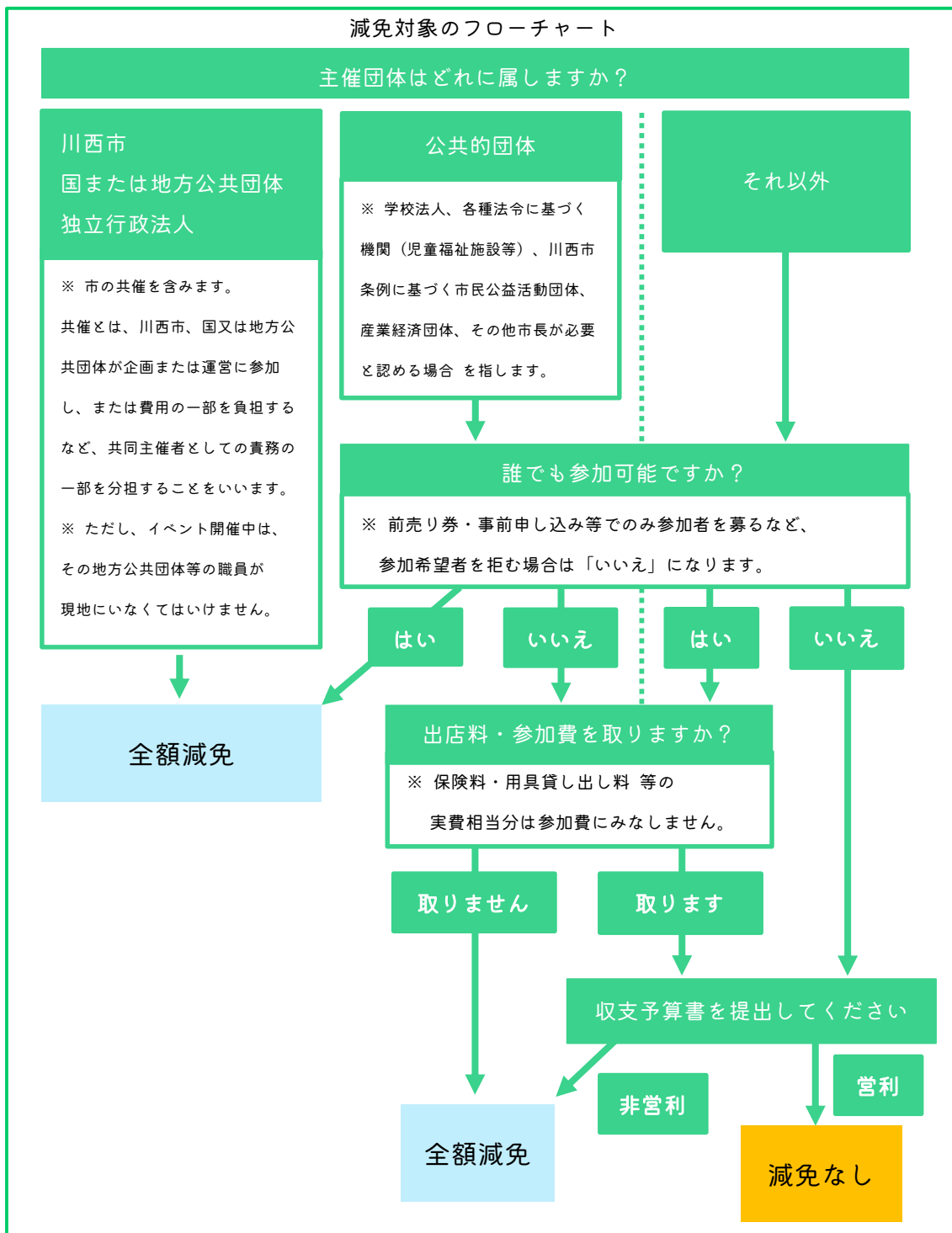
1. 開館時間は9：00～17：00です。
  2. キセラ丸は現状、単独使用はできません。  
→ 公園でイベント使用をする際に併せて利用できます。
  3. 使用する際は、開放時間、当日管理者（イベント主催者）連絡先を出入口と室内に  
記載してください。
  4. 具体的に使いたい部分を図示してください。  
ただし、あくまでオープンスペースとして、手洗い場やトイレ、授乳室を使いたい人など  
が自由に出入りできることが条件です。
- ※ 現時点ではキセラ丸の使用料は徴収しませんが、今後、使用料を徴収する場合があります。

## 許可があれば「できること」

キセラ川西せせらぎ公園では、イベント活動等を通じた公園の活性化を図るため、イベントの内容等に応じた使用料金の減免制度を設けています。

あくまで個人・企業の利益増進につながるものではなく、

公共性があり、公園の利用促進や賑わい創出につながると担当課（P.16 参照）が判断したイベントについては、下記のフローチャートに基づく協議によって、減免の有無を決定します。





## 4 その他必要な申請及び届出

イベント活動等の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。  
 申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませてください。  
 なお、主な窓口は以下のとおりです。  
 ※ 内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

イベント活動等の内容	申請・届出内容	関係機関	電話番号
食品を提供する活動 ( 商業活動とみなされる場合 )	営業許可申請	伊丹健康 福祉事務所	072-785-9437 ( 代表 )
食品を提供する活動 ( 商業活動とみなされない場合 )	臨時出店届		
酒類の販売 ( 開催期間が7日以内の場合 )	期限付酒類小売業 免許届出	西宮税務署	0798-34-3930 ( 代表 )
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設 ( 不特定多数の人が参加するイベント )	露店等の開設届出	川西市 南消防署	072-757-1194 ( 代表 )
交通渋滞など周辺道路へ 影響が考えられる活動	事前相談	川西警察署	072-755-0110 ( 代表 )

許可されたイベント活動等を行っていただく場合にも、  
以下に示す項目を守っていただきますようにお願いします。

## RULE 1 申請者の責務

イベントに関わる苦情などが出た場合、申請者が責任を持って対応するものとします。

苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。

イベント中に事故等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、  
担当課（P.16 参照）に連絡してください。

なお、人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。

イベント当日の緊急連絡先を明確にしてください。

イベントで公園施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合は、  
申請者が原状回復してください。

他の公園利用者の安全・快適な利用を妨げないよう、  
また、周辺環境にも配慮してイベントを実施してください。

申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。

申請者は、イベント終了後に、公園を原状回復する義務を負うものとします。



## イベント活動等における約束ごと

### RULE 2 使用可能日及び使用可能時間



原則として、年間を通して使用が可能です。

ただし、公園施設の改修などにより、使用できない場合があります。

公園のイベント実施時間：原則 9:00～ 17:30 まで

イベント準備：原則 8:00～ 撤収：原則 当日 19:00 まで とします。

※ 上記の時間以外でイベントの実施を希望する場合は、担当課（P.16 参照）と協議

### RULE 3 会場清掃とごみの処理



公園に備え付けのごみ箱はありません。

周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、

申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰ってください。

また、看板などにて来園者への呼びかけを徹底してください。

イベント内容に応じて、

使用区域に留まらず、公園全体及び周辺の清掃を行ってください。

清掃終了後、会場写真を撮影してください。

## RULE 4 車両の乗り入れ



搬入出に伴う公園への車両の乗り入れは、事前に協議が必要です。

イベントの実施許可がおりた後、「車両進入許可証」が発行されますので、

車両のダッシュボード等、見えるところに置いてください。

イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、公園内への迅速な乗り入れをお願いします。

公園内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速やかに退出してください。

車両搬入出の際は周辺利用者の安全に十分に配慮してください。

公園内に乗り入れ可能な車両は、原則 2t 車までとします。

芝生範囲への車両の乗り入れは、原則禁止します。



## イベント活動等における約束ごと

### RULE 5 周辺への駐停車・駐輪



公園に駐車場はありません。

イベント実施中は、周囲の道路への駐停車をしないように、呼びかけをお願いします。

来園者に、公共交通機関利用の呼びかけをお願いします。

イベントチラシ・ポスターを作成する場合は公園までの

案内図（→）を挿入してください。

（ P.2に掲載している「キセラ川西せせらぎ公園 位置」図 ）



交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、

事前に川西警察署へご相談をお願いします。（ P.10 参照 ）



決められた場所への駐輪の呼びかけをお願いします。

### RULE 6 警備



イベント実施時の来園者や通行者の安全性（ 機材の搬入出時の安全性確保など ）に

配慮して、警備スタッフを必要に応じて適所に配置してください。

### RULE 7 緊急時に備えた対応



緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。

( 乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画 )

緊急時の来園者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。

( 施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保 )

イベント活動等の事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に備えてください。

( レクリエーション保険への加入など )

### RULE 8 騒音



音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。

コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は事前に協議し、騒音測定器による計測を実施してください。  
詳細については、担当課 ( P.16 参照 ) の指示に従ってください。

近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。

### RULE 9 周辺への周知



イベント活動等について、事前に確認のうえ、必要に応じてお知らせ文書を配布するなど、イベント開催の周知を行ってください。

特に大きな音を出すイベントの場合、事前に以下の内容を記載したお知らせ文書を必要に応じて近隣住戸に配布するとともに、近隣への説明を行ってください。

「音が発生する時間帯 ( リハーサルも含む ) 」

「 イベントスケジュール ( 準備・片付け期間を含む ) 」

「 イベント前日までの問い合わせ電話番号 」

「 イベント当日、必ず連絡がつく電話番号 」

## お問い合わせ

このガイドラインの内容などへのお問い合わせは、下記までお願いします。

### お問い合わせはこちらまで



川西市 土木部 公園緑地課

〒666-8501 兵庫県 川西市 中央町 12 番 1 号

T E L : 072-740-1185

F A X : 072-740-1330

M A I L : kawa0040@city.kawanishi.lg.jp

### 川西市市民憲章（2017年（平成29年）1月1日 公示）

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、

幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

か 語りあう 未来の希望 あしたの話

わ 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち

に 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと

し 信じよう 平和と共生 育むこころ



キセラ川西せせらぎ公園 利活用ガイドライン